明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○日本中央競馬会の平成三十事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（三八）　二
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三九）　八
○臨床研究法の施行期日を定める政令（四〇）　九
○臨床研究法第二十四条第二号の国民の保健医療に関する法律等を定める政令（四一）　九
○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（四二）　九
〔省　令〕
○臨床研究法施行規則（厚生労働一七）　九

本号で公布された法令のあらまし

◇日本中央競馬会の平成三十事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（政令第三八号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、平成三〇事業年度において、平成二九事業年度の剰余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三九号）（財務省）

1　通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六二年法律第四二号）第一〇条第二項に規定する貨幣の販売価格に消費税が含まれることを明確化することとした。（第四条、別表第四関係）

2　平成三二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一〇〇円の貨幣、一、〇〇〇円の貨幣及び一万円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

3　2に掲げる記念貨幣のうち、一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数にあっては三〇万枚に改めることとし、一万円の貨幣の発行枚数にあっては四万枚とすることとした。（別表第三関係）

4　2に掲げる記念貨幣のうち、一万円の貨幣で一枚を容器に入れたものの販売価格にあっては、当該貨幣の価額一一万一、一一二円に消費税を加えた一二万円とすることとした。（第四条、別表第四関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇臨床研究法の施行期日を定める政令（政令第四〇号）（厚生労働省）

臨床研究法の施行期日は、平成三〇年四月一日とすることとした。

◇臨床研究法第二十四条第二号の国民の保健医療に関する法律等を定める政令（政令第四一号）（厚生労働省）

1　臨床研究法第二四条第二号の政令で定める法律

臨床研究法（平成二九年法律第一六号。以下「法」という。）第二四条第二号（法第二六条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとすることとした。（本則関係）

(一)　児童福祉法
(二)　医師法
(三)　歯科医師法
(四)　保健師助産師看護師法
(五)　医療法
(六)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
(七)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
(八)　薬剤師法
(九)　介護保険法
(一〇)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(一一)　再生医療等の安全性の確保等に関する法律
(一二)　難病の患者に対する医療等に関する法律

2　施行期日

この政令は、法の施行の日（平成三〇年四月一日）から施行することとした。

◇国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第四二号）（外務省）

1　北朝鮮特定貨物の範囲を定める国際連合安全保障理事会決議に、同理事会決議第二三九七号を追加することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。